

第72号議案

和解について

春日市総合スポーツセンターメインアリーナの床面の破損による事故について、次のように和解するものとする。

令和5年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

1 和解の相手方 春日市総合スポーツセンター指定管理者

春日まちづくりパートナーズ

代表企業 東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

2 和解条項案の内容

(1) 市と相手方は、春日市総合スポーツセンターメインアリーナ(以下「本施設」という。)において、令和3年4月18日に床面の破損により利用者が負傷する事故(以下「本件事故」という。)が発生したこと及び本件事故の原因が床面の不備によるものであったことを確認する。

(2) 市と相手方は、市が実施した本施設の床面の修繕工事(以下「修繕工事」という。)に係る費用(以下「工事費用」という。)として、市が6,693,500円を負担したことを確認する。

(3) 相手方は、工事費用の半額である3,346,750円を負担することに合意する。

- (4) 市と相手方は、本件事故の発生後、本施設の利用を停止したことにより、当該利用を停止した期間において相手方が得られるはずであった利用料(以下「逸失利益」という。)として1,179,946円が生じたことを確認する。
- (5) 相手方は、工事費用の半額である3,346,750円から逸失利益1,179,946円を控除した2,166,804円を支払うことに合意し、市に対し当該金員を所定の期日限り、市が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。
- (6) 市と相手方は、本件事故により負傷した利用者に対し、相手方から治療費等として総額693,003円を支払済みであることを確認する。
- (7) 市は、当該治療費等の半額である346,501円を負担することに合意し、市が契約する保険会社を通じて精算を行うものとする。
- (8) 市と相手方は、双方に対するその余の請求をそれぞれ放棄する。
- (9) 市と相手方は、市と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるものの他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 事故の経過(事案の内容)

- (1) 令和3年4月18日、本施設において、利用者がバスケットボールの練習試合中に転倒し、その際に本施設の木製の床の一部が剥がれ、その木片が当該利用者の左大腿部に突き刺さる事故が発生した。
- (2) 市は、本施設の床面の点検及び修繕工事を実施するため、事故発生から令和3年7月31日までの期間において、本施設の利用を停止した。
- (3) 本施設の床面の施工及び維持管理の瑕疵の有無、費用負担の割合等について相手方と協議を重ね、和解を成立させようとするものである。

提案理由

春日市総合スポーツセンターメインアリーナの床面の破損による事故について、当該施設の指定管理者と和解をするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により市議会の議決を求めるものである。